

消防の動き

336号

平成11年2月

今年1999年、21世紀もすぐ目前に迫ってきました。昨年50周年を迎えた我が国消防にとって、21世紀に向かっての課題は幾つか挙げられるでしょうが、その一つが消防の広域再編です。

消防の広域再編

消防課長 山口 勝己

平成10年4月1日現在、全国の消防本部のうち職員数100人未満の本部が52.8%、50人未満の本部が19.6%であり、まだまだ小規模な消防本部が多い状況にあります。このような小規模な消防本部においては、組織規模の拡大によって人員体制、財政基盤を充実させることにより、消防の対応力を強化する必要があります。こうした消防の広域再編について、消防庁では平成6年度から施策をすすめています。多くの県で広域化基本計画が策定されるとともに、モデル広域に指定された23圏域のうち16圏域がすでに再編を実施に移しています。こうして全国の消防本部数は平成4年の935をピークとして、現在では917本部に減少しています。

広域再編の施策としては、さらに平成10年度に、補助金として広域化推進事業を創設した他、広域化推進意見交換会を実施しています。この意見交換会は、私どもが全国各地に出向いて、

市町村長をはじめ一般部局の関係者、消防本部の関係者といった方々とともに広域再編の意義や進め方について意見を交換し、機運を醸成していこうとするものです。その際には、実際に広域再編を

実施した地域の担当者にも出席して頂き、苦労話や成果について具体的な話もしてもらっています。

このような話を聞いた人々の中には、「それは分かるけれども、実際は簡単にはいかないよ」という感想をもたれる方もあるでしょう。そのとおり、実際簡単なことではないのです。広域再編を進めるに当たっては、克服しなければならない様々な困難な課題が待ち受けています。職員の処遇の統一、議会や住民の合意形成、構成市町村の財政負担のあり方など、一つ一つ関係者が話し合いながら解決していかなければなりません。しかし、50周年を迎えた我が国消防が、21世紀に向かってもう一段発展していくためには、広域再編は困難な面があっても避けて通れない課題であると考えます。関係者の方々のご理解、ご尽力をお願いする次第です。

も く じ

○巻頭言.....	消防課長	1
○平成11年度消防庁予算案の概要.....	総務課	2
○平成11年春の全国火災予防運動について.....	予防課	9
○災害に強い安全なまちづくりの推進について.....	防災課	11
○北から南から「2005年日本国際博覧会の開催地」瀬戸市 ...瀬戸市消防本部	消防長 伊里 義紀	13

平成11年度消防庁予算案の概要

総務課

1 国の予算案の概要

政府は、昨年12月20日の臨時閣議において、「平成11年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解し、これを踏まえ、「平成11年度予算編成方針」を閣議決定しました。これに基づき、12月25日に、平成11年度政府予算案を閣議決定しました。平成11年度一般会計予算案は、総額81兆8,601億円と初めて80兆円を突破し、伸び率も前年度比5.4%の増となりました。

一般歳出は、前年度比5.3%の増の46兆8,878億円と、10年度のマイナス予算案（対9年度比1.3%減）から一転し、5%を超える増となりました。

一般歳出の内容としては、その3分の1を占める社会保障関係費の伸びが8.4%増と大きいものとなっています。ただし、厚生年金の国庫負担金繰り延べを行わなかったことがこの伸びに影響しており、繰り延べ停止分を除くと3.7%の増にとどまっています。公共事業関係費も、景気特別枠の一部が11年度当初分に含まれたこと等の影響で、5.0%増となりました。一般歳出の中でも「経費の合理化・効率化・重点化を図る」という視点から、恩給関係費（3.4%）、防衛関係費（0.2%）、エネルギー対策費（2.3%）、主要食糧関係費（0.1%）などは前年度を下回りました。

一般歳出以外の歳出は、地方交付税交付金等が前年度比14.8%減の13兆5,230億円、また国債費が同14.9%増の19兆8,319億円となっています。

歳入のうち、租税及び印紙収入は、11年度の税制改正による恒久的な減税等の影響で、

19.5%減の47兆1,190億円となりました。公債金（国債発行額）は、前年度当初（15兆5,570億円）のほぼ倍に相当する31兆500億円となりました。このうち、いわゆる赤字国債は21兆7,100億円で、前年度（7兆1,300億円）の約3倍となっています。公債残高は、327兆円となり、一般会計税収の約7年分に相当します。長期債務残高は、11年度末で国446兆円、地方176兆円となり、重複分を除いた国・地方の合計額では、600兆円となる見込みです。

2 消防庁予算案の概要

上述の国全体の予算編成方針等を受け、消防庁としての予算案の編成作業を行いました。この際に、意を用いた点は、10年度第3次補正予算案と11年度当初予算案とを適切に組み合わせること、地方公共団体の厳しい財政事情に配慮しつつその要望に的確に応えられるようにすること、「景気対策臨時緊急特別枠」（以下「景気特別枠」という。）や「情報通信・科学技術・環境等21世紀発展基盤整備特別枠」（以下「情報通信等21世紀特別枠」という。）の特別枠を活用しつつ重点的・効率的に予算を配分することなどでした。

特に、消防関係補助金にとっては、厳しい編成方針の下で、作業を進めることとなりました。すなわち、消防関係補助金においては、財政構造改革法上の区分として、いわゆる「その他補助金等」に分類された補助金が、10年度当初予算ベースで全体の3分の2を占め、この「その他補助金等」に関しては、財政構造改革法の凍結を前提とする11年度当初予算案においても、引き続き対前年度比1割削減を行うという厳しい方針が前提となりました。

このため、地方公共団体の財政状況や事業実施の要望等も勘案し、10年度補正予算（1次と3次）も考慮に入れ、11年度当初の消防関係補助金予算案では、補助金総額は10年度当初並を確保しつつ、緊急性が高いと同時に、地方公共団体にとって財政的により有利な事業を中心にメリハリのきいたものとなるよう工夫したところです。

また、非公共分野の「景気特別枠」の一部分（4%相当）が、11年度当初分に計上されることとなりましたので、この枠（1億9,800万円）を自治本省の協力を得て消防関係補助金に活用することとしました。

さらに、消防関係補助金以外の調査研究費、事務費、人件費等の「その他の経費」については、「情報通信等21世紀特別枠」を活用しつつ、特に喫緊な課題に対応する事務事業に財源を重点的に投入することとしました。これにより、消防・救急無線デジタル化の推進をはじめ、情報化・技術革新・国際化等に対応した新しい消防行政の手法等を推進するための調査研究の実施、社会経済情勢の変化に対応した新たな課題や人材の育成などの重要課題を推進するための所要額を政府案に盛り込むことができたところです。

このような編成作業の結果、平成11年度消防庁予算案は、次の形となりました。

- ①総額：237億6,700万円（対前年度13億700万円、5.8%の増）
- ②消防関係補助金：190億円（同1億9,800万円、1.1%の増）
- ③その他の経費：47億6,700万円（同11億900万円、30.3%の増）

消防庁の当初予算案が、237億円台に乗ったのは、初めてのことです。これまでの最大規模は、平成9年度の235億7,800万円でした。

なお、消防庁予算案の全体状況については、別表「平成11年度消防庁予算額（案）一覧表」（以下「一覧表」という。）を参照して下さい。

以下、消防関係補助金とその他経費に分けて解説することとします。

3 消防関係補助金

(1) 11年度の消防関係補助金の全体像

11年度当初の消防関係補助金予算案の全体は、前年度比1.1%、1億9,800万円の増の190億円となりました。

結果的には、景気特別枠の分が10年度当初に対し伸びた形になりました。

消防庁全体の予算案の伸び率5.8%に比べ、消防関係補助金の伸び率が1.1%にとどまっているのは、前述したとおり、「その他補助金等」についての1割削減の影響や地方公共団体の厳しい財政状況への配慮等によるものです。

11年度補助金の特色は次の点です。

- ①大規模地震対策を推進する上で不可欠な耐震性貯水槽の大幅な基数の増（188基増）、画像伝送システム、震災初動時の対応やコミュニティ防災のための資機材の整備、消防広域化推進事業や消防団関係の補助金については前年度より増額することができたこと。
- ②防火水槽、ヘリコプター、救急・救助関係、防災無線などその他のものについてもすべて要求額の満額を確保することができたこと。

この結果、防災機能強化のための基盤整備の充実、消防防災の情報化や消防の広域再編の推進、消防団の充実強化、航空消防防災体制の充実、救急業務の高度化といった重要課題を推進していく上で、必要な予算額は政府案に盛り込むことができたと考えているところです。

(2) 主な内容

消防関係補助金のメニュー別状況は、「一覧表」のとおりです。以下、その主なものについて解説します。

①消防防災施設整備費補助金

消防防災施設整備費補助金は投資的経

費に区分され、公債発行対象経費となるものです。また、「制度等見直し対象補助金等」に区分されたものです。総額で41億1,600万円と、前年度に比べて11億900万円、36.9%増しています。特に、耐震性貯水槽については、大規模地震対策を推進する上で不可欠な存在であることを重視し、505基分を計上し、前年度（317基）に比べて188基と大幅増を行うとともに、新たに地上に設置する耐震性貯水槽についても、補助対象とし、従来の耐震性貯水槽の整備と併せて耐震性貯水槽全体の整備をいっそう推進したところです。画像伝送システムについても、地方公共団体の要望を踏まえ、8施設分を計上し、前年度（3施設）に比べて5施設分増しています。

②市町村消防施設整備費補助金

この補助金も投資的経費に区分され、公債発行対象経費となるものです。「その他補助金等」に分類されたものですが、地方公共団体の要望等を踏まえ、前年度とほぼ同額の30億3,800万円を確保しています。

消防の広域再編を推進するために10年度に創設された消防広域化推進事業について、そのいっそうの進捗を図るため、前年度比1団体分増とし、4団体分計上しています。本年度はなかった消防車両動態管理情報システムについて3億2,400万円計上しています。また、地方公共団体からの強い要望等に配慮し、消防艇の予算案を大幅に伸ばしています。さらに、消防団の充実強化を図るため消防団拠点施設等整備事業について前年度と同額を確保しています。

③消防防災設備整備費補助金

経常的経費に分類される消防防災設備整備費補助金も、施設と同様に、「制度等見直し対象補助金等」に区分されたも

のです。総額で、前年度比3億3,700万円、10.2%の増の36億5,100万円を計上したところです。

消防機関だけでは十分に対応しきれないような大規模地震や大規模災害に迅速・的確に対処するためには、地域の自主防災組織やコミュニティにおける初動対応も重要です。このため、自主防災組織が行う初期消火活動や救護所等の設置・運営を支援するための震災初動対応資機材や地域レベルにおける救助や訓練活動のための資機材であるコミュニティ防災資機材等を整備する事業について増額を行ったところです。

さらに、情報系の設備整備としては、画像伝送システムの増額を行うとともに、防災無線について前年度とほぼ同額を確保しました。また、石油コンビナート防災資機材について増額をし特殊災害対策についても支障のないようにしたところです。

④市町村消防設備整備費補助金

この補助金も経常経費に分類されるものです。前述のように、ここで「その他補助金等」の1割削減を措置したため、12億4,900万円、13.2%の減となり、81億9,500万円となっています。

総額としては厳しい状況ですが、地域防災のリーダーとしての役割が期待される消防団の活動をより活発なものとするため、消防団活性化総合整備事業等については増額計上し、地方公共団体からの需要の多い高規格救急車等の整備を行う救急業務高度化資機材緊急整備事業等については前年度と同額を確保するなど、できるかぎりメリハリを付けたものとしています。

また、ヘリコプターについては、10年度末までに全国で42都道府県域において66機が配備済となる予定になっています。

11年度については地方公共団体の要望状況を踏まえ1機分を確保したところです。

さらに、この部分に係る地方公共団体からの要望に対しては、10年度第3次補正予算において、消防防災設備緊急整備事業を含む消防補助金を約43億円計上したことにより、前倒し的にも対応ができるものと考えています。

(3) 補助金の見直し

消防ポンプ自動車、はしご付き消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車については、9・10年度に引き続き(11年度までの3ヶ年で改定予定)実勢価格等を勘案して補助基準額の上げを行う予定です。

耐震性貯水槽については、費用面を中心に地方公共団体からの要望や技術的な安全性についての検討等を踏まえ、地上式の貯水槽を補助対象に加えることとしました。

(4) 消防施設強化促進法附則による人口急増地域における補助率の特例

消防施設強化促進法の附則第2項により、平成10年度まで、人口が急増している地域として政令で定めるところにより自治大臣が指定する地域内に設置され又は配置される消防施設で政令で定めるものについては、その補助率が3分の1から原則2分の1に特例的に嵩上げされています。

この特例措置を、平成15年度末まで5年間延長するための所要の法律案を国会に提出することを予定しており、現在、その準備中です。

4 その他の経費

平成11年度消防庁予算案における「その他の経費」のうち主なものは次のとおりです。

(1) 消防・救急無線デジタル化の推進(新規)

近年における過密な電波環境への対応及び今後の消防・救急無線の高度化を図るため、デジタル化無線方式による伝送方式等の技術的検討、運用面での次のような検討・開発

①消防・救急業務において利用するデジタル無線の伝送方式の検討

②広域運用面での検討

③消防・救急業務のデジタル化移行に係る統一仕様の策定

④実験機の試作

(2) 消防用設備等に係る環境・省エネルギー対策に関する調査検討(新規)

消防用設備等について、環境保護・省エネルギーの要請を踏まえ、技術的・制度的な観点から総合的な調査検討を行い、今後の消防用設備等に係る環境・省エネルギー対策の推進を図るため。学識経験者等で構成する委員会等を設置し、次の事項を調査検討

①消防用設備等についての廃棄・回収等の実状、水以外の消火剤の化学的性質や省エネルギー・省資源化に係る問題点等環境・省エネルギー対策に係る実態調査を行い、問題点を整理・分析、活用可能な事項を抽出

②消防用設備等の処分・再利用や環境・省エネルギーに配慮した材質・構造等消防用設備等の環境・省エネルギー対策のあり方の検討

③実際の消防用設備等を用いた試験を実施し、環境や省エネルギーに対する影響確認、有効性検証

(3) 新技術を活用した石油タンクの検査・判定方法に関する研究(一部新規)

1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンクにおける内部開放検査の試験方法について、科学技術の発展に伴い研究開発が進められているコーティング剥離を必要としない非破壊検査方法の導入を図り、もって

規制緩和に資するため、それらの検査方法に対応した判定基準について研究

- ① 1万キロリットル以上のものは10年度で調査検討を実施中
 - ② 1万キロリットル未満とそれ以上とでは溶接方法や板厚が異なるため、11年度から1万キロリットル未満のタンクについても調査研究を実施
- (4) ウォーターミストによる電気火災の消火に関する研究（新規）
- 電気火災に対応することができる水系消火設備が必要とされている状況にかんがみ、消火に適するウォーターミストの発生実験、実大規模の空間における消火実験を実施し、ウォーターミストによる電気火災の消火に関し研究
- ① ウォーターミストをはじめとした水系消火設備に係る文献調査
 - ② ウォーターミストの発生実験による粒径、拡散状況等の性状確認
 - ③ 実大規模の空間における火災実験による消火性能、安全性の確認
 - ④ 各実験結果に基づき、ウォーターミストによる電気火災消火を行う場合の条件等を検討
- (5) 情報通信の活用による防災ボランティアの活性化の推進（新規）
- 防災ボランティアが効率的に活動できるようにするため、インターネットのホームページや携帯電話等の情報通信手段の利用について検討するとともに、防災問題に関心を有する一般市民又は企業に対して、専門の講師による情報通信の活用を含めた講習会を開催し、全国的な防災ボランティアを活性化
- ① 防災ボランティア活動における情報通信の利用に関する検討
- 防災ボランティア活動、災害時の情報通信システムに詳しい者で構成した調査研究会を設置し、防災ボランティアの活

性化に資する情報通信システムの活用について検討

- ② 防災市民ボランティア講習の実施
 - ③ 防災企業ボランティア講習の実施
- (6) 探査衛星の防災上の利用方策の調査検討等（新規）
- 大規模災害が発生した場合、より迅速かつ効果的に被害の全体像を映像として把握し、被害状況を推定することができる既存リモートセンサーシステムの調査、検討、開発を図るため、既存探査衛星の解像度・気象条件の調査や新たな探査衛星打ち上げに際しての応急対応上の技術的要求事項の調査検討
- ① 既存探査衛星の解像度、気象条件の調査
- 建物倒壊、道路閉鎖・橋梁落下等の応急対応を実施する上で十分な探査解像度カメラを実装している既存衛星の調査
- ② 新たな探査衛星打ち上げに際しての応急対応上の技術的要求事項の検討
- 防災面から見た今後の宇宙開発のテーマとして、今後打ち上げられる予定の探査衛星に対する技術的な要求事項の取りまとめ
- なお、この(6)及び次の(7)の事業は郵政省との連携の下に実施する予定です。
- (7) 地上波デジタル放送に向けた消防・防災情報提供システムの調査研究（新規）
- 郵政省が計画している地上放送テレビのデジタル化に関連して、公共系サービスとしての消防防災情報のあり方について検討し、デジタル放送時代の消防・防災情報の可能性を検討
- 災害情報、消防機関、防災活動等に詳しい者で構成した調査研究会を設置し、デジタル方式の特性を配慮した、一般・特定地域又は特定組織等のそれぞれに適した災害・防災情報等の具体的な種類や利用方法を検討
- (8) 高度防災情報システムの整備・拡充

災害、事故等の事案が発生した場合などに、迅速かつ適切な応急対応を実施できるよう「防災情報システム」データベースを拡充し、消防庁、都道府県、市町村、消防本部が取り扱っている各種消防防災情報の相互利用、共有化を図るための一元的な収集・蓄積を行う防災情報システムの強化を図ります。

また、現在、被害状況等の情報収集や官邸等への情報伝達等を個別のシステムで行っていますが、これらを一元的に集約・管理・表示・伝達するシステムを構築します。

- ①未入力データの入力（地域防災計画等）
- ②データ項目の追加（火災、救急等の各種統計集等）
- ③消防庁における情報収集・伝達作業を一元的に集約・管理・表示・伝達するシステム（仮称 消防庁総合危機管理システム）の整備

(9) 火災原因調査関連情報のデータベース構築等

火災原因究明率、火災原因調査技術の向上等を図るため、各消防本部における貴重な火災原因調査関連情報のデータベースを構築するとともに、各消防本部とのネットワーク化について検討

- ①火災原因調査事例、関連文献情報、欠陥・不良品情報、火災原因統計情報等のデータベースを構築
- ②当該データベースと各消防本部とを結び火災原因調査関連情報のネットワーク化の検討

(10) 緊急消防援助隊の情報通信系の高度化

高度化された情報通信技術等を活用することにより、大規模災害発生時に被災地に派遣される緊急消防援助隊の指揮支援部隊及び救助部隊等がより効率的に部隊運用や救助活動ができるようにするため、多様な情報通信機器システムの実用性について検証し、それらを機能的に積載した現地で指

揮支援部隊が活動するための指揮車を試作する等、緊急時における援助体制の情報通信系の確保について総合的に調査検討

①GPSを活用した位置情報システムの開発

緊急消防援助隊の活動状況を把握し、効率的な部隊運用に資するための情報通信装置の調査・検証

②災害被災地応援部隊用広域派遣対応型情報機能付指揮車の検討、実証実験

被災地において消防無線やNTT回線が運用できない場合にも緊急消防援助隊の指揮支援部隊が活動できるよう、各種情報通信機器を積載した車両を試作

③衛星携帯電話による連絡を主とした情報通信体系整備のための実証実験

山間部等地上系携帯電話の不感地帯における広域的な消防活動の連絡手段を確保するため、通信衛星に対応した携帯電話の運用方法、信頼性について実証実験

以上の(1)から(10)の事業は、「情報通信等21世紀特別枠」として要望していた事項であり、要望した事項のほとんどは、11年度予算の政府案としての計上を認められています。なお、上記の(8)から(10)の事業に関連する機器購入の経費等は、「景気特別枠」に係る10年度第3次補正予算に前倒し的に計上されています。

(11) 消防研究所における特別研究の実施

- ① 消火活動支援情報システムに関する研究（新規）
- ② 中高層建物における延焼性状に関する研究（新規）
- ③ 住宅火災総合監視システムの開発に関する研究（新規）
- ④ 放出されたガス系消火剤の流動と混合に関する研究（新規）
（その他継続研究4件）

5 おわりに

平成11年度消防庁予算案の概要は、上記の

とおりです。政府予算案総額が伸びる状況であっても、「その他補助金等」は1割削減されることや地方公共団体の財政が極めて厳しいことなどに見られるように、消防予算を取り巻く環境の厳しさは当面続くものと考えられます。

しかしながら、平成10年の夏から秋にかけ

ての豪雨や台風による被害の発生に見られるように、阪神・淡路大震災以降も住民の安全を脅かす災害、事故が相次いで発生しています。

このため、総合的な災害対応力を強化し、災害に強い安全で安心な地域社会づくりを推進していくことが引き続き重要な課題である

平成11年度 消防予算額(案)一覧表

(単位：百万円、%)

事 項	平成10年度 予 算 額 (A)	平成11年度 予算額(案) (B)	比 較 増 減 (B) - (A) (C)	対前年度比 (C) / (A)	備 考
1 消防防災施設整備費補助金	3,007	4,116	1,109	36.9	
(1)大震災対策施設等整備費補助金	2,751	3,871	1,120	40.7	
(ア)耐震性貯水槽	2,273	3,194	921	40.5	505基(188基増)
(イ)備蓄倉庫	265	163	102	38.5	
(ウ)画像伝送システム	213	508	295	138.5	8施設(5施設増)
(エ)その他	0	6	6	皆増	
(2)特殊災害用消防施設整備費補助金	256	245	11	4.3	
(ア)林野火災対策防火水槽	162	217	55	34.0	
(イ)林野火災用活動拠点広場	94	28	66	70.2	
2 市町村消防施設整備費補助金	3,037	3,038	1	0.0	
(ア)防火水槽	1,946	1,642	304	15.6	
(イ)救急用ヘリコプター離着陸場	49	25	24	49.0	
(ウ)消防団拠点施設等整備事業	811	811	0	0.0	141団体
(エ)消防艇	3	96	93	3100.0	2隻(1隻増)
(オ)消防広域化推進事業	105	140	35	33.3	4団体(1団体増)
(カ)消防車両動態管理情報システム	0	324	324	皆増	2団体
(キ)その他	123	0	123	100.0	
3 消防防災設備費補助金	3,314	3,651	337	10.2	
(1)大震災対策施設等整備費補助金	3,125	3,450	325	10.4	
(ア)大震災対策資機材	121	468	347	286.8	資機材47セット(37セット増) 44団体(9団体増)
(イ)防災無線	1,849	1,840	9	0.5	845セット(345セット増)
(ウ)コミュニティ防災資機材等整備事業	102	173	71	69.6	
(エ)緊急消防援助隊関係資機材等	956	824	132	13.8	
(オ)画像伝送システム	91	145	54	59.3	3設備(1設備増)
(カ)その他	6	0	6	100.0	
(2)特殊災害用消防設備整備費補助金	189	201	12	6.3	
(ア)林野火災対策資機材	52	32	20	38.5	
(イ)石油コンビナート防災資機材	137	169	32	23.4	9台(1台増)
4 市町村消防設備整備費補助金	9,444	8,195	1,249	13.2	
(ア)消防ポンプ自動車	3,359	2,759	600	17.9	
(イ)小型動力ポンプ付積載車	346	318	28	8.1	
(ウ)小型動力ポンプ付水槽車	161	189	28	17.4	
(エ)化学消防ポンプ自動車	416	390	26	6.3	
(オ)はしご付き消防ポンプ自動車	1,725	1,438	287	16.6	1機(2機減)
(カ)ヘリコプター	346	115	231	66.8	
(キ)ヘリコプターテレビ電送システム	147	147	0	0.0	
(ク)消防緊急通信指令施設	1,092	1,092	0	0.0	
(ケ)消防団活性化総合整備事業	445	448	3	0.7	66団体
(コ)救急業務高度化資機材緊急整備事業	1,096	1,096	0	0.0	
(サ)その他	311	203	108	34.7	
消防補助金計	18,802	19,000	198	1.1	
その他の経費	3,658	4,767	1,109	30.3	
合 計	22,460	23,767	1,307	5.8	

と考えられます。

したがって、今後も地方公共団体の取組みに支障が生じることのないよう補助事業、単独事業を通じ適切な支援を行うとともに、情報化・技術革新・環境重視などの時代のニーズを踏まえ、新たな課題に取り組むために必要な消防庁自身の施策についても積極的に展

開して参ります。

消防庁の11年度予算案及び10年度補正予算の編成に当たり、多大なる御支援・御協力をいただいた各地方公共団体、関係機関、関係者に対し、お礼申し上げますとともに、予算案成立後、その執行に際しても積極的に対応していただけるようお願いいたします。

平成11年春の全国火災予防運動について

予 防 課

『気をつけて はじめはすべて 小さな火』を統一標語として、今年も春季全国火災予防運動が来る3月1日(月)から7日(日)までの7日間にわたって実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されるものです。

日本では毎年約6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっていますが、この火災の原因をみると、大半が失火によるものです。このことから、国民の皆さん一人ひとりがこの運動の趣旨を踏まえ、日頃から住宅、地域、職場等における火災予防を心掛けることが、火災から皆さんを守る近道です。期間中には、各地の消防機関で住宅防火診断、防火講演会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火・防災知識の習得に努めましょう。

また、春先は季節風によって火災の規模が大きくなりやすく、林野火災も多い時季となることから、春季全国火災予防運動と同期間に「全国山火事予防運動」が行われるとともに、この機会を捉え、「車両火災予防運動」も同時期に行われています。

本年の春季火災予防運動は、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指す「住宅防火対策の推進」を始めとした次の重点項目と推進項目を定めて実施されます。

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 高齢者等の対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - イ 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施
 - ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断の実施
 - エ 地域の実情を踏まえた住宅防火モデル事業の推進
 - オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 自主防災組織の整備充実
 - イ 放火火災防止のための自主防火体制の充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 防火基準適合表示制度（適マーク制度）の充実
 - ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理

の徹底

エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使
用の推進

カ 特定違対象物に対する是正指導の推進
キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
ク 文化財建造物の防火安全対策の徹底

(4) 林野火災予防対策の徹底

ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識のか
ん養

イ 火災警報発令中における火の使用制限の
徹底

ウ 火入れに際しての手の徹底

エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置
の指導の強化

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推
進

ア 火災予防広報の実施

イ たき火、ごみ焼却時等における消火用具
の備え及び監視の励行

ウ 乾燥時及び強風時の火気取扱いの注意

エ 工事等における火気管理の徹底

また、火災予防運動の実施に当たっては、「火
の用心 7つのポイント」を使って積極的に広
報を行っていきます。

～火の用心 7つのポイント～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 たぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしな
い。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけな
い。

平成11年全国山火事予防運動の重点事項は次
の通りです。

- (1) 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所
では、たき火をしないこと。
- (2) たき火の場所を離れるときは完全に消火す
ること。
- (3) 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れを
しないこと。
- (4) 火入れの許可は必ず受けること。
- (5) たばこの吸いからは必ず消すとともに、投
げ捨てないこと。
- (6) 火遊びはしないこと。

平成11年車両火災予防運動の重点実施要綱は
次の通りです。

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱
方法の習熟
ウ 地下駅舎及び長大トンネルにおける防災
体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備
及び取扱方法の習熟
ウ 車両に対する消火器の普及
エ 自動車等のボディカバーにおける防災製
品の使用
オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) 食堂車等における火気使用設備の点検、整
備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載す
る車両の通行の禁止又は制限の遵守

災害に強い安全なまちづくりの推進について

防 災 課

1 はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者6,430名を数えるなど、戦後最大の被害をもたらしました。この阪神・淡路大震災から早くも4年が経過しましたが、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくりを推進することは、依然として喫緊の課題となっています。このため、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等を踏まえた地域防災計画の抜本的見直しの推進、防災機能を高める社会資本の整備、自主防災組織の活動やボランティア活動の活性化、非常用備蓄体制や情報収集伝達体制の一層の充実など、防災対策全般にわたる強化が求められています。

消防庁では、このような状況を踏まえ、防災対策の強化を図るための地方団体の取組に対し、ハード・ソフトの両面にわたる積極的な支援を引き続き実施し、災害に強い安全なまちづくりを強力に推進することとしています。ここでは、本年2月2日に閣議決定された『平成11年度地方財政計画』に基づき、特に地方単独の防災に関する取組に対する支援措置について、解説を加えることとします。

2 防災基盤等の整備

まず、ハード面での取組については、緊急防災基盤整備事業、防災まちづくり事業等の活用により、公共施設、公用施設の耐震改修や、情報通信施設、備蓄倉庫等緊急に整備すべき防災基盤の整備、防災拠点の整備等を積極的に推進することとしています。

このうち、緊急防災基盤整備事業については、平成11年度地方財政計画において2,820億円の事業費を確保しています。同計画では、

徹底した行政経費の抑制を基本としつつ、財政の健全性の確保に留意しながら、それぞれの地域経済の状況にかんがみ、景気回復への取組を行うとともに、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策や生活関連資本の整備等の地域の課題に積極的に取り組むこととしていますが、このような状況の中で、緊急防災基盤整備事業については、事業の要望に十分対応できるように2,820億円を確保したところです。緊急防災基盤整備事業は、その事業費の90%に地方債を充当し、さらにその元利償還時には50%を地方交付税措置するという財政上極めて手厚い措置がなされていますので、各団体におかれては、平成12年度までの時限措置ということを踏まえ、公共、公用施設の耐震化を進め、緊急に整備すべき防災基盤の整備を推進するという本事業の趣旨をも踏まえ、積極的な対応が望まれます。

3 「防災対策強化経費」の充実

次に、ソフト面での取組については、「防災対策強化経費」を充実し、総額で215億円と平成10年度に比べ3億円、率にして1.4%の増額を図りました。

(1) 地域防災計画の見直し

防災アセスメント及び被害想定の実施など地域防災計画の抜本的見直しのための財政措置として、平成10年度に引き続き100億円の財政措置を講じることとしています。

地域防災計画は、地方公共団体における総合的な防災対策の基本となるものであり、自治省消防庁では、見直しに際しての基本的留意事項等を示すとともに、地域防災計画見直しの前倒し経費として大幅な地方財政措置を講じて、その抜本的見直しを推進

してきました。都道府県の見直し状況は、平成10年7月末現在で全団体が見直し済みであります。市町村においては、平成10年4月1日現在で見直しに着手した団体は3,119団体(95.8%)であり、その内既に修正済みの団体が1,105団体(33.9%)と、今後その更なる進捗が必要な状況にあります。地域防災計画の果たす重要性にかんがみ、都道府県におかれては更なる見直しに取り組んでいただくことはもとより、市町村における見直し・修正の推進を図ること、市町村におかれては、その早急な見直しの完了と修正の推進をお願いしたいと思います。

(2) 防災対策の充実

防災対策の充実については、以下の4項目にわたり、平成11年度地方財政計画上115億円と対前年度比3億円(2.6%)の増額を図りました。

① 耐震点検の推進

平成8年度から概ね3か年のうちに公共施設等の目視等による耐震点検を緊急に実施するための財政措置でしたが、平成11年度は市町村における耐震化を重点にその推進を図るため引き続き財政措置を講じています。耐震点検の結果等を受け、耐震診断及びそれに伴い耐震改修を実施する場合には、一体として緊急防災基盤整備事業の対象となりますので、まだ耐震点検の済んでいない団体におかれては、緊急防災基盤整備事業が平成12年度までの時限措置であることとあわせ、平成11年度、是非耐震点検に取り組んでいただきたいと思ひます。

② 住民の防災活動の活性化

自主防災組織や災害ボランティアなど、地域住民による防災活動の活性化を図るため、研修、訓練等の実施、資機材の整備等に係る財政措置を講じています。

③ 非常用物資の購入備蓄の充実

地方公共団体における水、食料、医薬品、毛布等の非常用物資の購入備蓄に必要な財政措置を講じています。

④ 情報通信体制の強化

携帯電話等から119番通報を受けるシステムの確立を図るとともに、通信機器の耐震化など防災情報ネットワークの強化に必要な財政措置を講じています。特に、携帯電話等から119番通報を受けるシステムの運営に係る経費について、昨今の携帯電話等の急速な普及状況を踏まえ、財政措置を講じています。

4 おわりに

災害などから住民の生命・身体・財産を守り、安全で安心できる地域社会づくりに取り組むことは、消防防災行政の基本的責務です。財政、経済状況等厳しい状況下ではありますが、上記の措置等を十分活用し、是非積極的な対応をお願いしたいと思います。

「2005年日本国際博覧会の開催地」 瀬戸市

瀬戸市消防本部 消防長 伊里 義紀

はじめに

本市は、名古屋市を中心から北東約20kmに位置し、東西12.8km、南北13.8km、面積111.62km²の行政区域です。

行政区域の約60%を国・県有林が占め、周辺を山林に囲まれた市の中心部を流れる瀬戸川を中心に市街地を形成しており、昭和4年10月市制施行し、平成10年12月現在世帯数45,603世帯、人口130,604人です。

本市は、1300年の歴史と伝統をもった陶磁器産業を地場産業として発展してきたまちです。これは、市の中央部丘陵地帯から良質な陶土が産出され、これを原料として生産された多種多様な陶磁器製品が『せともの』として全国に知られており、毎年9月の第2土曜日・日曜日に開催される『せともの祭』には、瀬戸川岸に出店される250店以上の『せともの販売市』に50万人を越す観光客が訪れ賑いを見せています。

一方、平成8年10月に中国の『瓷都』景德鎮市との友好提携を始め、陶磁器産業が盛んなアフリカ・チュニジア共和国ナブール市との国際交流活動を積極的に推進し、『せともの瀬戸』をアピールしています。

EXPO2005年開催にむけて

2005年3月から6か月間開催される国際博覧会の会場都市として、瀬戸市が決定しその開催にむけて国・県・市を挙げて準備を進めているところです。

21世紀最初に開催される国際博覧会は、従来の一過性のイベントからの脱却を図った『新しい地球創造・自然の叡智』を主題として、『人と自然との共生』をメインテーマとして、会場計画・開催内容等について(財)2005年国際博覧会

協会において、検討が進められており、環境に配慮した従来にない国際博覧会の開催が計画されています。

国際博覧会を千載一遇の機会ととらえ、本市の将来像である『芸術性豊かな創造・交流都市』の実現を図るため、都市基盤の整備、環境と調和したまちづくりの施策の推進に努めているところです。

消防体制について

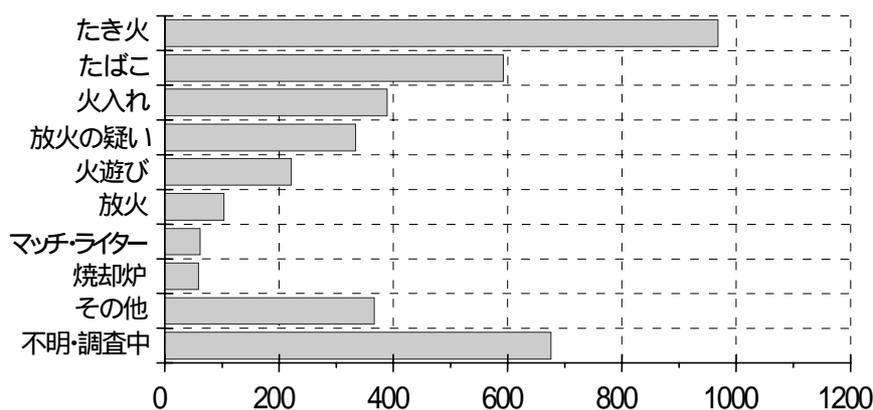
本市消防本部は、昭和22年10月常備消防部として職員6名で発足し、消防体制の整備を図り、昭和57年10月から6か月の施行の後、昭和58年4月から1本部・1署・1分署の89名の職員で3部制を実施し、平成3年に1分署を増設し、現在の組織として本部(2課)・消防署(1署・2分署)体制に、職員125名を配置しています。

消防体制の車両及び装備については、消防ポンプ車・はしご車・救助工作者・化学消防車・電源照明車・指令車等を配備し、消防力基準のほぼ100%となっているものの人員については約51%で、職員の平均年齢は、38.5歳と高年齢化の傾向を示してきており、職員の増員が困難な状況の現在、職員の高年齢化対策は重要な課題となっています。

水利については、充足率93%で、阪神・淡路大震災後に設置した耐震性貯水槽(飲料水兼用100m³型)や40m³耐震性防火水槽の充実を図ることとしています。

また、緊急通信指令システムの更新や通信システムのデジタル化への対応、消防庁舎の耐震化、さらに将来の女性消防職員採用に伴う受入態勢の整備、消防団員(12分団、230名、ポン

林野火災の原因別出火件数（平成9年中）



原因	たき火	たばこ	火入れ	放火の疑い	火遊び	放火	マッチライター	焼却炉	その他	不明・調査中	合計
出火件数	968	592	389	333	221	103	61	58	366	675	3,766

になりかねませんので、火を使うことはできるだけ避けるようにしましょう。

林野火災の大部分は、住民一人ひとりの注意

で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野火災の予防に心掛けましょう。

外出先での地震の対処

（震災対策指導室）

地震はいつ、どこで発生するかわかりません。あなたは、地震が発生したときに落ち着いて適切な行動がとれますか。自分の家なら大丈夫だと自信を持っている人でも、それが外出先だったらどうでしょう。平素とは違う危険があなたを襲ってきます。

パニック等で心理的に冷静さを欠いたとき、防災行動力は鈍ってしまいます。自分の身を守り、正確な情報による適切な行動をとるように心がけましょう。

また、行楽シーズンを迎えるにあたり、観光地等の土地に不案内なところで地震にあった場合の適切な行動を普段から考えておきましょう。

1 密集した市街地にいるとき

屋根瓦、窓ガラス、屋外広告物などが落下してくるおそれがあります。持ち物などで頭部を保護しましょう。また、ブロック塀などの倒れそうな物や垂れ下がった電線から遠ざかり、大通りでは車に十分注意をして、できるだけ道の中央を通るようにしましょう。

近くに大きな公園や広場などがある時は、一時的にそこに避難して様子を見ることもよいでしょう。

2 ビル街にいるとき

ガラスの破片、外壁のタイルやレンガ、屋外広告物が落下してくるおそれがあります。持ち物などで頭部を保護しましょう。

近くに強固な耐火ビルがあるときは、一時的な避難場所として、その中に避難して様子を見ることもよいでしょう。

3 劇場、デパート、ホテル等にいるとき

劇場などでは、天井に吊り下げられている物が落下してくるおそれがあります。持ち物などで頭部を保護しましょう。デパートやスーパーなどでは、ガラスケース、陳列棚及び吊り下げ物などから離れましょう。ホテル等では、ドアを開放して逃げ道を確保しておきましょう。いずれの場合もあわてて出口や階段に殺到せずに、事業所の責任者の誘導や指示に従って避難しましょう。

また、エレベーターは停電等により途中で止まって、閉じ込められるおそれがあるので、エレベーターによる避難はやめましょう。エレベーターに乗っている時に地震があったら、各階のボタンを全て押し、最寄りの階で降りて、誘導灯に従い階段を使って避難しましょう。

4 車を運転していたとき

運転中に地震を感じたら、あわてて急停車することなく、ハンドルをとられないようにしっかりと握り、徐々に速度を落とし、消火栓等を避けて道路の左側に停車して様子を見ましょう。ラジオ等で交通、火災、津波などの情報を聞くことも大切です。

やむを得ず自動車を置いて避難する場合は、火災を引き込まないように窓を閉め、キーをつけたままドアをロックせずに避難しましょう。

5 電車や地下鉄に乗っているとき

電車や地下鉄は、地震のときには安全装置が働いて停止するようになっています。地盤

の弱い所では、線路の沈下や変形により脱線するおそれもあります。吊革や手すりにしっかりつかまり身を守りましょう。

列車が停止したからといって、むやみに外に飛び出すと反対側の電車にはねられたり、垂れ下がった架線等で感電したりする危険もあるので、乗務員の指示に従って避難しましょう。

6 地下街にいるとき

地下街は、耐震設計となっているので、落ち着いて警備員や従業員の誘導に従って避難しましょう。また、一時的に停電になっても誘導灯や非常用照明装置が点いているので、あわてて出入口に殺到しないようにしましょう。

7 観光地等土地に不案内な場所にいるとき

観光地等の土地に不案内な場所にいるときは、デマ等に惑わされることなく、防災行政無線等による避難指示に従い、適切な行動をとるようにしましょう。

「住宅防火対策の推進」

(予 防 課)

平成9年中の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）1,090人のうち、住宅火災による死者が923人と84.7%を占めています。また、住宅火災における死者のうち65歳以上の高齢者が499人と、全体の約半数以上を占めており、他の年齢層に比べ格段に高くなっています。

このため、消防庁では、住宅における火災の発生防止及び住宅火災による高齢者等の死者の大幅な低減を図るため、平成3年3月に「住宅防火対策の推進に係る基本方針」及び平成8年6月の「後期5ヶ年（平成8年～12年度）における住宅防火対策のあり方」に基づき、関係行政機関、関係団体等と一体となって各種施策を積極的に推進しています。

1 住宅用防災機器等の設置促進

火災で死に至る原因は、逃げ遅れによるものが大半です。火災は時間とともに拡がりますから、早期発見、早期通報、初期消火、安全な避難が重要になります。

最近では、いち早く火災の発生を知らせる住宅用火災警報器や火災の初期での消火に威力を発揮する住宅用消火器など、住宅での防火に役立つ機器等が、多く開発されていますので、これらを有効に活用することが必要です。

例えば、高齢者や身体の不自由な人たちを火災から守るためには、

- ① 火災そのものを起こさない対策
- ② 早期発見と拡大防止

③ 初期消火

が重要ですが、そのためには、

① 安全暖房器具の使用

② 住宅用火災警報器の取り付け及び防災物品・防災製品の使用

③ 住宅用自動火災消火装置の取り付けなどが有効です。

住宅用防災機器等を購入する場合「住宅防火安心マーク」が目安となります。このマークは、住宅防火対策推進協議会が承認した推奨制度において推奨を受けた機器等に表示されており、推奨商品の販売店には「住宅防火推奨商品取扱店」の表示がなされています。

なお、住宅防火対策推進協議会では、住宅火災による死者の大幅な低減及び今後の住宅用火災警報器の効果的普及に資することを目的として、平成10、11年度の2年間で約3万個の住宅用火災警報器を全都道府県を通じて65歳以上の一人暮らし高齢者等が居住する世帯を優先的に無償で交付するとともに、設置1年後にモニターアンケート調査を実施することとしており、すでに平成10年度におきましては全都道府県に交付計画の約半数を交付したところです。

2 住宅防火診断の実施

住宅防火診断は、住宅防火対策の一環として実施しているもので、現在の家族構成、火気使用設備の管理状況、内装等の不燃化・防災化、住宅用火災警報器・住宅用消火器等の設置状況などをパソコンに入力し、火災による危険性を「あんしん度」という数値で評価するものです。

「あんしん度」とは、「防火対策を何も行っていない場合」と比べて火災による死者を減らすことのできる効果を百分率(%)で表したものであり、これを見ることよって、危険を減らすために有効な防火対策を選ぶ目安とすることができます。

この住宅防火診断は、消防機関が高齢者世

帯を中心に無料で行っています。消防署員が各家庭を訪問して、火気管理などの防火チェックを行い、簡単な質問票に記入したり、その場でパソコンを用いたりして実施しておりますので、このような機会に、ぜひ我が家の「あんしん度」を確認してみたいはいかがでしょうか。

3 住宅防火対策推進協議会ホームページの開設

住宅防火対策推進協議会では、住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、パンフレット・ビデオ等の広報資料の作成、テレビ・雑誌等の広報メディアの活用等により防火意識の高揚、防災機器等の普及推進等を図ってまいりましたが、さらに広報活動を幅広く展開し、住宅防火対策をなお一層推進していくためホームページを開設しました。

ホームページにおいては、住宅火災の実態を紹介する「火災の実態コーナー」、住宅防火対策の重要なポイントを紹介する「防火の習慣コーナー」、住宅用防災機器等の紹介を行う「防災機器等コーナー」等、現在8項目の情報提供を行っています。ホームページのアドレスは、「<http://www.fesc.or.jp/jbk.html>」ですので、皆さんのアクセスをお待ちしています。

住宅火災による死者を大幅に低減するためには、国民一人ひとりが住宅火災の被害を防ぐための正しい火災予防知識と、地域全体で実情に応じた住宅防火対策を推進する実践的な活動が不可欠です。住宅を火災から防ぎ、安心して住める場所としていくために、住宅火災を身近な問題と捉え、住宅防火対策の推進を積極的に進めて頂きたいと考えております。

お 知 ら せ

平成11年 1月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防危第1号	11.1.4	各都道府県消防主管部長	危険物規制課長	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の毒物指定について
消防予第1号	11.1.7	各都道府県知事	消防庁次長	火災予防条例準則の一部改正について
消防予第6号	11.1.8	各都道府県消防主管部長	予防課長	「防災センター要員講習受講対象者の講習実施施設への割り振り計画」の一部改正について
消防予第13号	11.1.19	各都道府県消防主管部長	予防課長	石油機器技術管理講習等の実施について
消防予第14号	11.1.13	各都道府県知事	消防庁長官	消防法等の一部を改正する法律等の施行について
消防救第6号	11.1.13	各都道府県消防主管部長	救急救助課長	半自動式除細動器の電極部品の不良について
消防特第11号	11.1.28	関係各都道府県消防防災主管部長	特殊災害室長	大型化学高所放水車による代替措置に関する運用指針について
文指第53号 社援第212号 11林野治第172号 建設省河砂発第6号 消防災第8号	11.1.29	各都道府県知事 各都道府県教育委員会	文部省大臣官房長 厚生省社会・援護局長 林野庁長官 建設省河川局長 自治省消防庁次長	災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について（通知）

消 防 庁 辞 令

（平成11年1月12日付）

氏 名	新		旧
長 澤 純 一	出向		審議官
	（自治大臣官房審議官（選挙担当）へ）		
四 方 和 幸	審議官		自治大臣官房付兼審議官

（平成11年2月1日付）

氏 名	新		旧
滝 沢 忠 徳	免救急救助課長事務取扱		消防庁次長 救急救助課長事務取扱
鷺 坂 長 美	救急救助課長		自治省行政局選挙部政党助成室長

共同して、全国に先駆けた防災に対する啓発活動等を長年にわたり行っている点が高く評価されました。

自治大臣賞（防災ひとづくり）

「相島少年消防クラブ」
あいのしま しんぐつまち
= 相島少年消防クラブ（福岡県新宮町）

玄界灘に浮かぶ離島「相島」には、常備消防機関がありません。しかし、昭和23年から「相島少年消防クラブ」が、漁業で大人がいない昼間などの島の防災活動を支えています。相島少年消防クラブは、新宮中学校相島分校の生徒で構成され、新宮町、糟屋北部消防本部による活動補助金を受けて50年間にわたり輪番での「夜回り」や、災害時、現場でのバケツリレー等による類焼防止活動を行ってきました。今では、島のほぼ全員が相島少年消防クラブの経験者として防災活動を担うなど長年にわたる地域と一体となったひとづくりの防災活動が高く評価されました。

消防庁長官賞（防災ひとづくり）

「大震災を想定した、街なかで行う実践的でリアルな防災訓練の実施」
きょうじまぶん か れん ごうちょうかい
= 京島文花連合町会及び向島消防署
（東京都墨田区）

東京都の調査において、一番危険な場所とされた向島署管内の地域を、「東京で一番防災意識の強い街」に変えていくため、京島文花連合町会及び向島署が、「発災対応型防災訓練」を実施しました。それは、集合するだけの防災訓練でなく、街なかで、同時に複数の災害発生箇所を想定し、住民が臨機応変に対応する実践的な訓練でした。

危険度が高いとされた街を、施設の整備などでなく行政と住民が連携して工夫した訓練で防災意識を高め、より安全なまちをつくらうとした取り組みが、評価されました。

消防庁長官賞（防災ひとづくり・ことづくり）

「防災教育自作ビデオ教材「たけしくんの防災研究」の自主制作と活用」
= 宝塚市視聴覚センター・自主研究会「視聴覚教育研究会」（兵庫県）

兵庫県宝塚市長尾台小学校5年生の飯田健史君が地域の防災意識を調査した結果をもとに、学校教員、児童、住民が一体となって防災教育ビデオを制作しました。阪神・淡路大震災だけでなく、土砂災害等の自然災害についても調査し、ビデオを制作していく中で、児童自身が課題を設定、解決方法を模索することにより防災意識が向上していきました。

制作されたビデオは、市内の幼稚園・自治会などへの配布、貸し出しによって防災意識の啓発に活用されています。制作を通じて、児童の防災意識が高まったひとづくりの面が、特に評価されました。

消防科学総合センター理事長賞（防災ものづくり）

「津波災害に強いまちづくり（錦タワー）」
きせいちょう
= 紀勢町（三重県）

昭和19年の東南海地震の際の大津波災害を踏まえ、防災まちづくり事業等を活用した防災資料館ともなる緊急避難塔（錦タワー）、高台への避難階段、避難休憩施設などのハードを整備する一方、夜間避難訓練、海上避難訓練など住民を巻き込んだソフト的な防災対策を実施するなど津波に強いまちづくりをハード、ソフト両面から一体的に進めている点が評価されました。

消防科学総合センター理事長賞（防災ことづくり）

「高齢者にやさしい住まいづくりを目指して～建築士会と消防本部の合同研究会発足～」
= 新潟県建築士会さんなん三南支部見附ブロック会・見附市消防本部（新潟県）

家庭で増えている高齢者の救急事故を防ぐために、安全な家をつくることを目指しての地元建築士会と消防が連携をしました。建築士会と

消防の合同研究チームを結成し、消防が救急出場の経験から足下のみえるトイレなどの安全対策を提案して、建築士会と実現に向けた検討をするなど異なる分野である建築士会と消防本部の連携が評価されました。

消防科学総合センター理事長賞(防災ことづくり)

「ミニ防災展の開催」

= 中村医院 (愛知県名古屋市)

中村医院を中心に、災害弱者である高齢者を対象として昭和40年より、毎年「防災週間」に手作り「ミニ防災展」を開催し、高齢者の集会では「防災スライド」を上映するなどの防災啓発活動が実施されています。自作のパンフレット「自主防災のすすめ」を配布するなどの地域に密着した継続的な防災啓発活動が評価されました。

消防科学総合センター理事長賞(防災ことづくり)

「防災訓練・防災啓発・広報」 = 厚生防災隊
宮後第一分隊 (三重県伊勢市)

乾燥期、年末等の隊員による夜警活動、毎月1回の揚放水訓練及び、随時の応急救護訓練等や、毎年1回程度の防災器具を活用したゲームなどの防災イベントの実施、町内企業から広告を募っての「防災カレンダー」の発行、募金や廃品回収により資金を調達して、消火栓・消火器ボックスを設置するなどの地域に根付いた幅広い防災訓練・啓発・広報活動が評価されました。

消防科学総合センター理事長賞(防災ことづくり)

「手作り防火寸劇等による地域防火啓発」

= 生地婦人防火ひまわりクラブ

(富山県黒部市)【自薦事例】

公民館フェスティバルでの防火音頭や、天ぷら油火災、119番のかけ方などをテーマにした寸劇等の発表による啓発の実施、毎月15日を婦人防火の日として広報車による巡回広報など長年にわたる工夫をした防災啓発活動が評価されました。この事例は、本年度から募集した自薦

による応募事例です。

4 これから

「防災まちづくり」の取組については、全国各地にわたる取組が行われていますが、今後は、防災まちづくり大賞の表彰事例などを参考としつつ、地方公共団体、自主的な防災組織等による「防災まちづくり」への取組が全国に広がっていくことが期待されています。

第3回防災まちづくり大賞の受賞事例・表彰式の模様については、消防庁ホームページ、(財)消防科学総合センターホームページで紹介していますので、是非御覧ください。

(消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>)

消防科学総合センター <http://www.isad.or.jp/>)



防災まちづくり大賞

(和田 誠 氏デザイン)



文化財防火デーの消防訓練について

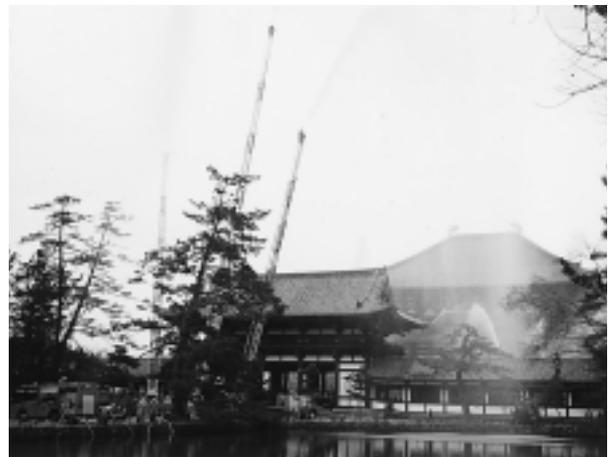
(予 防 課)

1月26日の文化財防火デーを中心に、日本各地で文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下に消防訓練等が実施されました。そのうち次の消防訓練について谷合消防庁長官等の視察が行われました。

- 1 平成11年1月25日(月) 10時00分から
訓練実施場所：本門寺(東京都大田区)
視察者：谷合消防庁長官
遠藤文化庁次長
- 2 平成11年1月26日(火) 11時00分から
訓練実施場所：東大寺(奈良県奈良市)
視察者：四方消防庁審議官
林田文化庁長官



1月25日(月)
本門寺文化財消防訓練



1月26日(火)
東大寺文化財消防訓練

3月7日は消防記念日

(総務課)

日本の消防は、昭和23年3月7日の消防組
法の施行により、市町村がその責任において消
防を運営、管理する「自治体消防」として新た
に出発しましたが、消防記念日は、同法施行2
周年を迎えた昭和25年に設定されました。その

趣旨は広く消防関係職員及び住民の方々に「自
らの地域を自らの手で火災その他の災害から守
る」ということへの理解と認識を深めていただ
こうというものです。

テレビによる防災キャンペーン(3月分)

ご存じですか 防災ミニ百科		
放送日	主管課	テ - マ
3月4日	予 防 課	春季火災予防運動

2月の広報テーマ

春の全国火災予防運動

林野での火気の取扱いの注意

ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ

住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》

たばこによる火災の防止

編集後記

「鬼は外、福は内」皆さん、節分に豆まきをなさいましたか。

私は、毎年2月3日の「節分の日」が来るたびに1歳年を重ね、今年で三十路を迎えました。これと言った抱負もありませんが、様々なことに対し後悔することがないように行動していこうと思っています。

さて、1月26日にコロンビア共和国の西部において発生した地震災害において、倒壊した建物等の下敷きになった被災者の救出等のため、国際緊急援助隊として15名の国際消防救助隊員が現地に赴き、1日10時間を超える長時間の救助活動を行い、3日間(28日~30日)で計5名を救出しましたが、全員の死亡が確認されました。我が国の高度な救助技術を活用して行った救出活動は、被災地をはじめとする各国においても高く評価されたことでしょう。

私は以前、福岡市で救助隊員として災害現場で頑張っていたことを思い出します。今回の国際救助隊員の活動に敬意を表するとともに、私自身、救助隊員であったことを誇りに思います。

今後も、国内における広域応援はもちろん国際援助を積極的に行っていくことが重要であると思います。

消防庁ホームページ

<http://www.fdma.go.jp>

編集発行

消防庁総務課

〒105 8489 東京都港区虎ノ門

2丁目2番1号

TEL 03(5574)0121